

建設業者の社会保険等未加入対策の運用について

1 対策の内容

平成30年4月1日以降に公告又は指名通知を行うすべての建設工事において、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることを認めないこととし、下請負人が社会保険等未加入建設業者であることを確認した場合は、その理由を確認し、対応状況等も踏まえ適切な措置を講じるとともに、建設業担当部局である都市・交通局都市総務課へ報告する。

2 社会保険等未加入建設業者の定義

次のいずれかの届出の義務を履行していない建設業者(届出の義務がない者を除く。)をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

3 社会保険等未加入建設業者の確認方法

監督員は、請負者から提出された施工体制台帳及び再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況を確認する。すべての加入状況が加入又は適用除外となっていれば、社会保険等未加入建設業者に該当しないものとする。

4 一次下請業者が社会保険等未加入建設業者だった場合の措置

- (1) 未加入建設業者と下請契約を締結しなければならない理由書の請求
 - ① 監督員は、当該未加入建設業者に関係する施工体制台帳の写し及び下請契約書の写しを速やかに契約担当に送付するものとする。
 - ② 契約担当は、請負者に対し、当該未加入建設業者と下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面(様式第1(以下「理由書」という。))を7日以内の期日を指定して提出するよう様式第2により通知するものとする。
 - ③ 契約担当は、請負者から理由書の提出を受けたときは、監督員に送付し、監督員は、必要に応じてヒアリングを実施するなどにより、その内容を確認し、工事担当課長に報告するものとする。
 - ④ 工事担当課長は、請負者が当該未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他特別な事情に該当するか否かについて、様式第3により本庁又は事務所入札・指名審査会に諮るものとする。

(2) 当該未加入建設業者と下請契約を締結することについて、提出期限内に理由書の提出がなかった場合、又は特別な事情を有すると認められない場合の手続

① 提出期限内に理由書の提出がなかった場合は、契約担当は、様式第4により以下の額について制裁金を請求する旨を請負者に通知するものとする。

$$P = C \times 0.1$$

P：制裁金の額

C：請負者と社会保険等未加入建設業者との一次下請契約に係る最終請負代金の額

② 入札・指名審査会が当該未加入建設業者と下請契約を締結することについて特別な事情を有すると認められないと判断した場合は、契約担当は、様式第5により①の制裁金を請求する旨を請負者に通知するものとする。

(3) 当該未加入建設業者と下請契約を締結することについて特別な事情を有すると認められる場合の手続

① 契約担当は、請負者に対し、様式第6により、特別な事情を有すると認めた旨を通知するとともに、当該未加入建設業者が未加入の社会保険等について届出の義務を履行し、その履行を確認できる書類（以下「社会保険等確認書類」という。）を1か月以内の指定した期日（発注者が、請負者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その期間（以下同じ。））までに提出すべき旨及び当該期日までに請負者から社会保険等確認書類が提出されなかった場合には、(2)①に規定する額について制裁金を請求することとなる旨を請負者に通知するものとする。

② 契約担当は、①の期日までに社会保険等確認書類が提出されなかった場合には、様式第7により、(2)①の額を制裁金として請求する旨を改めて請負者に通知するものとする。

5 二次以下の下請業者が社会保険等未加入建設業者だった場合の措置

(1) 未加入建設業者を下請負人としなければならない理由書の請求

① 監督員は、当該未加入建設業者に関係する施工体制台帳の写し及び下請契約書の写しを速やかに契約担当に送付するものとする。

② 契約担当は、請負者に対し、様式第1の理由書を7日以内の期日を指定して提出するよう様式第2により通知するものとする。

③ 契約担当は、請負者から理由書の提出を受けたときは、監督員に送付し、監

督員は、必要に応じてヒアリングを実施するなどにより、その内容を確認し、工事担当課長に報告するものとする。

- ④ 工事担当課長は、請負者が当該未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他特別な事情に該当するか否かについて、様式第3により本庁又は事務所入札・指名審査会に諮るものとする。
- (2) 当該未加入建設業者を下請負人とする事について、提出期限内に理由書の提出がなかった場合、又は特別な事情を有すると認められない場合の手続き
 - ① 提出期限内に理由書の提出がなかった場合は、契約担当は請負者に対し、当該未加入建設業者が社会保険等に参加するように指導を行い、その状況及び社会保険等確認書類を1か月以内の指定した期日までに様式第11により提出する旨を様式第8により通知するものとする。
 - ② 入札・指名審査会が当該未加入建設業者を下請負人とする事について特別な事情を有すると認められないと判断した場合は、契約担当は、請負者に対し、特別な事情を有すると認められないこと、当該未加入建設業者が社会保険等に参加するように指導を行い、その状況及び社会保険等確認書類を1か月以内の指定した期日までに様式第11により提出する旨を様式第9により通知するものとする。
- (3) 入札・指名審査会が当該未加入建設業者を下請負人とする事について特別な事情を有すると認められると判断した場合は、契約担当は、請負者に対し、特別な事情を有すると認められること及び、当該未加入建設業者が社会保険等に参加するように指導を行い、その状況及び社会保険等確認書類を1か月以内の指定した期日までに様式第11により提出する旨を様式第10により通知するものとする。

6 建設総務課への報告等

(1) 建設総務課への報告

契約担当は、4(2)及び4(3)②により、請負者に対し制裁金を請求する旨の通知を行ったとき又は5(2)及び5(3)により加入指導の通知を行ったものの、期限内に全ての社会保険等が加入とならなかった場合は、その都度、様式第12より速やかに建設総務課へ報告するものとする。

(2) 指名停止

建設総務課は(1)のうち、4(2)及び4(3)②にかかる報告を受けたときは、速やかに入札・指名審査会に諮り、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づき、請負者に対する指名停止を行い、その旨関係機関へ通知するものとする。

(3) 工事成績評定の減点

(2)の通知後、工事の監督員は、建設工事成績評定要領に基づき、工事成績評定

の減点に必要な対応を行うものとする。

7 都市・交通局都市総務課への報告等

- (1) 建設総務課は、6 (1)の報告を受けたときは、該当工事に係る社会保険等未加入建設業者を月毎に取りまとめ、翌月10日までに、様式第13により都市・交通局都市総務課へ報告するものとする。
- (2) 都市・交通局都市総務課は、(1)の報告を受けたときは、当該社会保険等未加入建設業者の建設業に係る許可権者が愛知県知事の場合は、社会保険等の所管行政庁へ通報し、許可権者が国土交通大臣又は他の都道府県知事の場合は、当該許可権者に報告するものとする。

8 その他

- (1) 4 (3)①及び5 (2)、(3)の確認書類の適否については、入札参加資格審査申請要領（建設工事）の別送書類として提出する書類のうち「愛知県が独自に設定する要件に関する書類」を参照すること。
- (2) 請負業者から、社会保険等未加入建設業者を下請負人とする前に「特別の事情」に該当するかどうかの判断を求められた場合は、4 (1)に準じて取り扱うものとする。